

卸売市場・直売所等の皆様へ

平成29年4月11日
千葉県農林水産部森林課

1 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの出荷・販売について

○下記①は、国や県が実施した基準値以下の検査結果が付されていても出荷・販売できません。出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○下記②は、該当生産者に証明書の提示や掲示をお願いしています。証明書の確認をお願いします。

○下記③-Aは、県の出荷前検査状況について、県ホームページで公表しています。
出荷・販売可能な産地、品目が確認をお願いします。

○①～②の出荷条件に適合しない場合、裏面4に御一報をお願いします。

平成29年4月11日現在

| | 区分 | 出荷可能条件 | 品目 | 対象市町村 |
|---|-------------------------|--------------------------------------|--------------------|---|
| ① | 出荷制限・出荷自粛継続中市町村 | 出荷・販売できません。 | 原木しいたけ（露地） | 我孫子市、流山市、白井市、八千代市 |
| | | | たけのこ | （該当なし） |
| | | | 乾しいたけ | （該当なし） |
| ② | 出荷制限・自粛解除（一部解除）済市町村（※1） | 市町村が発行する <u>証明書</u> により出荷・販売可能となります。 | 原木しいたけ（露地） | 千葉市（一部解除）、成田市（一部解除）、佐倉市（一部解除）、印西市（一部解除）、山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除） |
| | | | 原木しいたけ（施設） | 山武市（一部解除）、君津市（一部解除）、富津市（一部解除） |
| | | | たけのこ | 木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、柏市、白井市、流山市、印西市、栄町、我孫子市（※1） |
| ③ | その他の市町村 | A: 県の出荷前検査後に出荷・販売可能となります。 | 原木しいたけ（露地） たけのこ | 県ホームページで公開しています（※2）。 |
| | | B: 県の出荷前検査なしに出荷・販売可能です。 | 原木しいたけ（施設） | |

※1 たけのこの解除済み市町村の一部（市原市、香取市）は「その他の市町村」の区分、「出荷可能条件」Aに移行しました。

※2 しいたけ・野生きのこ等の県産特用林産物の放射性物質検査結果

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/shinrin/rinsanbutsu/h-kensakekka.html>

2 原木しいたけの生産者把握について

県、市町村では、原木しいたけの出荷管理のため生産者台帳を随時更新しています。貴卸売市場・直売所等で初めて取引される出荷者がおられましたら、念のため、裏面4に御一報をお願いします。

（裏面あり）

3 たけのこ、原木しいたけ、乾しいたけの表示について

○たけのこ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名の表示をお願いしています。

※出荷制限等解除済市町（表面 表の②参照）産については、出荷・販売にあたり、証明書の掲示や提示をお願いしています。

○原木しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示に加え、産地の市町村名、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いしています。

※解除対象生産者については、出荷・販売にあたり、氏名及び住所の表示をお願いしています。

○乾しいたけ

生産者には、食品表示法に基づく表示（製造者（乾燥加工を行った者）等）に加え、生しいたけの産地の市町村名と、生産形態（露地栽培、施設栽培）の表示をお願いしています（※出荷制限中の生しいたけは使用できません）。

※出荷制限が解除された生産者の生しいたけを原材料とした場合は、生産者の住所、氏名と解除年月日、採取年月の表示もお願いしています。

たけのこ表示例

| | |
|-----|------------------|
| 名 称 | ： たけのこ |
| 原産地 | ： 千葉県 <u>〇〇市</u> |

生しいたけ表示例

| | |
|------|----------------------------|
| 名 称 | ： しいたけ |
| 原産地 | ： 千葉県 <u>〇〇市</u> |
| 栽培方法 | ： 原木 |
| 生産形態 | ： <u>露地栽培（又は施設栽培）</u> |
| 生産者 | ： <u>〇〇市〇〇 △△△△-△ 〇山〇郎</u> |

乾しいたけ表示例

| | |
|--------|---|
| 名 称 | ： 乾しいたけ |
| 原材料名 | ： しいたけ（原木） |
| 原料原産地名 | ： 千葉県 <u>〇〇市</u> <u>露地栽培（又は施設栽培）</u> |
| | ： <u>生産者は製造者と同じ（異なる場合は住所氏名を記す）</u> |
| | ： <u>解除年月日 〇年〇月〇日</u> |
| | ： <u>採取年月 〇年〇月（〇日）</u> |
| 内 容 量 | ： 〇〇 g |
| 賞味期限 | ： 〇年〇月〇日 |
| 保存方法 | ： 直射日光を避け湿度の低いところに常温で保存 |
| 製 造 者 | ： 千葉県〇〇市〇〇 △△△△-△ 〇山〇郎 |

4 お問い合わせ先

下記（全般）又は各市町村林業関係課（検査、証明書等）にお問い合わせください。

| | | |
|-------------------|-----------------------------------|-----------------|
| お問 合 せ 先 | 千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域） | 電話 0475(82)3121 |
| | 千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域） | 電話 043(483)1130 |
| | 千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域） | 電話 0439(55)4970 |
| | 千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域） | 電話 04(7092)1318 |
| | 千葉県農林水産部森林課林業振興室 | 電話 043(223)2966 |